基づき、この政令を制定する。

十三号) 第八条第一項並びに地方自治法 (昭和二 的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二

十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第 項及び第二百五十二条の二十二第一項の規定に

部を改正する政令をここに公布する。 するための法律施行令及び地方自治法施行令の一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援

法第五十九条第一項の規定による指定自立支援

第五十三条、第五十四条第一項、第二項(同

に改め、必要な援助」の下に「、同法第五十二

## 名 御

御

平成二十五年二月十五日 内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三十五号 内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 施行令の一部を改正する政令 支援するための法律施行令及び地方自治法

第十号)の一部を次のように改正する。 に支援するための法律施行令 (平成十八年政令 援するための法律施行令の一部改正) ( 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 第三条中「育成医療及び」を削る。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的

(地方自治法施行令の一部改正)

官

びに同法第七十八条第一項の規定による意思疎「、指定都市」に改め、廃止の命令」の下に「並 の二第一号に規定する育成医療及び同条第三 る費用の支弁」を加え、同条第三項中「第一条 絡調整に係る同法第九十三条第二号の規定によ 通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連 条第一項及び第二項」に「並びに指定都市」を 号 (同項に関する部分に限る。)並びに第百十五 章」を「、第四章、第九十三条第一号及び第二 十六号)の一部を次のように改正する。 第百七十四条の三十二第一項中「並びに第四 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第

号」を「第一条の二第三号」に改める。

医療機関の指定に関する部分を除く。)及び第三 除く。)を」と、同条第二項中「自立支援医療費」 るための法律施行令第一条の二第三号に規定す 同法第九十三条第二号の規定による費用の支 者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整に係る 十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う 支給等」を加え、「並びに中核市」を「、中核市」 三十五条第一号の規定による自立支援医療費の 令第三十二条第一項、第三十三条第一項及び第 項及び第五項並びに第七十三条第四項並びに同 項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一 る精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す 立支援給付を」とあるのは「自立支援給付 (障 弁」を加え、同条第二項中 第八条第一項中 自 に改め、廃止の命令」の下に「並びに同法第七

精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除 者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する 以下この条において同じ。)に関して」と、同条 者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する 付に関して」とあるのは「自立支援給付 ( 障害 者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する 支援給付」とあるのは「、自立支援給付 (障害 定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支 援するための法律施行令第一条の二第三号に規 活及び社会生活を総合的に支援するための法律 とあるのは「自立支援医療費 (障害者の日常生 ための法律施行令第一条の二第三号に規定する 立支援給付」とあるのは「自立支援給付 ( 障害 給付対象サービス等」と、同法第十二条中「自 あるのは「、当該自立支援給付に係る自立支援 第二項中「、自立支援給付対象サービス等」と 育成医療に係る自立支援医療費の支給に限る。 ための法律施行令第一条の二第一号に規定する く。)」と、同法第十一条第一項中「自立支援給 ための法律施行令第一条の二第三号に規定する 給を除く。)」と、同法第十条第一項中「、自立 中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付 療に係るものを除く。)」と、同法第九条第一項 施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支

> Ļ 号に規定する精神通院医療に係る者を除く。)」 的に支援するための法律施行令第一条の二第三 害者等 (障害者の日常生活及び社会生活を総合 「支給認定障害者等」とあるのは「支給認定障 を「同条第三項」に改め、第三十三条第一項中 五十四条第二項」に「同条第三項及び第四項」 に係るものを除く。)」と、同条第二項」を「第 行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療 及び社会生活を総合的に支援するための法律施 「申請」とあるのは「申請 ( 障害者の日常生活 同令」を削る。

## 則

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から 施行する。 (施行期日)

第二条 この政令の施行の際障害者の日常生活及 び社会生活を総合的に支援するための法律(以 担及び徴収については、なお従前の例による。 自立支援医療費の支給に関する費用の支弁、負 基づき支給され、又は支給されるべきであった の他の行為とみなす。ただし、施行日前に法に 他の行為又は市町村長に対してなされた申請そ 行日以後においては、市町村長のした処分その 及び執行することとなる事務に係るものは、施 区長を含む。以下同じ。)が処理し、又は管理し、 為で、施行日以後において市町村長 (特別区の 都道府県知事に対してなされた申請その他の行 行日」という。)前に法若しくは令の規定により 有するもの又はこの政令の施行の日 (以下「施 知事がした処分その他の行為で現にその効力を 令 (以下「令」という。)の規定により都道府県 び社会生活を総合的に支援するための法律施行 下「法」という。)若しくは障害者の日常生活及 ( 経過措置) 施行日前に法又は令の規定により都道府県知

続がされていないものとみなす。 手続をしなければならない事項についてその手 後においては、市町村長に対して報告その他の に対して行うべきこととなるものは、施行日以 で、施行日以後法又は令の規定により市町村長 い事項についてその手続がされていないもの 事に対し報告その他の手続をしなければならな

厚生労働大臣 総務大臣 田村 新藤 憲久

内閣総理大臣

安倍

晋三

第九十三条第二号(同項に関する部分に限る。)」 三款」に、「並びに第四章」を「、第四章並びに

く。)」と、同法」を削り、第五十四条第一項中 精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除

章第一節、第二節第三款」を「第二章第二節第

第百七十四条の四十九の十二第一項中「第二